

藤枝市大規模集客施設制限地区建築条例の一部を改正する条例

藤枝市大規模集客施設制限地区建築条例（平成19年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは観覧場」を「、観覧場、ナイトクラブ若しくは客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客の接待をするものを除く。）を営む施設」に改める。

第4条第1項第4号中「令第137条の18第2項」を「令第137条の19第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。